

「社会福祉事業等の新規実施・拡充に係る計画(社会福祉充実計画)」の作成について

平成29年4月1日施行社会福祉法の改正により、社会福祉法人については、社会福祉充実残額を明確化し、残額がある場合には社会福祉事業等の新規実施・拡充に係る計画(社会福祉充実計画)を作成することが義務付けられました。また、充実残額を算定するための「建物の大規模修繕費用」等の計算式が国から示されているところです。

それに伴い、**社会福祉法人が**、介護老人保健施設や介護医療院の創設及び全面改築又は移転改築を計画する場合、その資金計画の審査に当たっては、大規模修繕など将来発生する事業の継続に必要な資金も含めた収支見込を行うことで、法人財務の健全性を確認します。

◆審査要領の一部抜粋◆

	審査内容	関係書類	審査基準	留意事項
資金計画	34 資金調達の内容は適正かつ確実性があるか。	- 資金調達内訳一覧表 - 経営分析調査報告書 - 資金収支見込計算書、社会福祉充実計画及び社会福祉充実残額計算結果 ※社会福祉法人による創設及び全面改築又は移転改築の案件に限る。	68 □ 施設開設資金は、公的補助金、公的借入金(福祉医療機構)、金融機関からの融資及び自己資金によること。 69 □ 補助金、自己資金を優先的に充当すること。(借入金の総額は、創設及び全面改築又は移転改築の案件(社会福祉法人によるものを除く。)にあっては、原則として資金調達総額の概ね2分の1を超えないようにすること。) なお、社会福祉法人にあっては、当該計画事業の整備区分が創設及び全面改築又は移転改築の案件については、借入金を返済し、かつ、施設運営及び大規模修繕に必要な自己資金の確保ができることとする。	- 個人からの借入、ファンド形成等による資金調達は認めない。 - 補助金の多寡(借入金割合)は、地域ニーズ、事業ニーズに連動する。 - 社会福祉法人による創設及び全面改築又は移転改築における大規模修繕に必要な費用については、平成29年1月24日付雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」3(5)⑤の算定方法により計算すること。 なお、大規模修繕費用については、おおむね20年目で必要な資金が確保できること。

※社会福祉法人**以外**が、介護老人保健施設や介護医療院の創設及び全面改築又は移転改築を計画する場合は、従前どおり「借入金の総額は、原則として資金調達総額の概ね2分の1を超えないようにすること。」としています。